

中央防災会議 防災対策実行会議
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ
(第 2 回)

議 事 録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 防災対策実行会議
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ
(第2回)

議 事 次 第

日 時：平成27年12月18日（金）10：00～11：59

場 所：中央合同庁舎第8号館3階災害対策本部会議室

1. 開 会

2. 議 題

- ① 前回の議論を踏まえた論点の再整理
- ② 主として論点4～6について

3. 討 議

4. 閉 会

開 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」の第2回会議を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、前回御紹介しておりませんでした委員の紹介をさせていただきたいと思えます。

初めに、東京大学大学院法学政治学研究科教授の宇賀克也委員でいらっしゃいます。

○宇賀委員 宇賀でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、危機管理教育研究所危機管理アドバイザーの国崎信江委員でいらっしゃいます。

○国崎委員 国崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局 名古屋大学減災連携センター特任准教授の阪本真由美委員でいらっしゃいます。

○阪本委員 阪本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 また、今回から委員として新たに参加していただきます委員が、日本医師会常任理事の石井正三委員でいらっしゃいますが、本日は御都合により御欠席です。

それから、行政委員として、厚生労働省からも参加していただきます。

それでは、マスコミの方はここで御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○事務局 委員席には、自動で音声を拾うマイクを設置しております。御発言の際には、お名前をおっしゃっていただければ幸いです。

ここからは、進行を●●をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ ●●でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ってまいりますけれども、きょうは、先回が1、2、3という論点で避難関係を中心に議論させていただきました。今回は、後半の4、5、6という論点になってまいります。資料3を見ていただくと、その辺の記載が出てくると思いますけれども、「被災

生活の環境整備と再建早期化」、「ボランティアと行政との連携・協働」、「地域における防災力の向上について」という3点について御議論いただきたいと思います。

その前提条件となります幾つかの情報提供を事務局並びに各委員からしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、前回の議論を踏まえた論点の再整理ということで、事務局から御説明をお願ひしたいと思ひます。

資 料 説 明

○事務局 それでは、事務局より説明いたします。資料を順に説明していきます。

まず、資料1でございます。前回お示しした論点関係の資料を再提示したものでございます。

まず、1ページが第1回ワーキンググループでの議論の内容を簡単にまとめております。

これを踏まえまして、2ページ目、前回でも論点の一覧ということでお示しさせていただきましたが、ここに新たに項目を加えています。

論点1の最後、青字で書いていますが、大規模水害に対する避難のあり方。

論点2のところでは赤字で書いております、一定規模以上の河川氾濫における水位情報の重視とか、その下の適切な避難判断行動に結びつけるためのコミュニケーションを入れております。

この赤字と青字の違いですが、右下に書いております。第1回の議論の内容そのものを踏まえて追加・修正したものは赤字で書いています。第1回に御欠席された委員の方々の御意見、あるいは第1回の後に個別に委員の方々から頂戴した御意見については青字としております。

3ページ以降、前回の資料の修正になっております。例えば、3ページでいきますと、左の実態・課題のところでは、様々な被災範囲・リードタイムを有する災害からの避難ということで、河川の規模、リードタイムの違いということを書いておまして、右側の対策の方向性には、小河川のことですとか立ち退き避難を要する区域の事前設定。そして、リードタイムをあらかじめ検証しておくことが必要ではないかということを書いております。

4ページに行きまして、同様に赤字で加えております。危険度のランクを書いております。

5ページに行きますと、大規模水害における混雑のことについて懸念いただきましたので、青字で書いております。左側の実態には、大混雑が発生するおそれ。三大都市圏のような人口稠密地帯の大規模水害では、混雑を考える必要があるのではないかとということで、右側の下に、大規模水害に対する避難のあり方としては、別途、特別に検討することが必要ではないか。下のポツで、例えば、市町村単位ではなく、関係する地域全体で避難計画を立案するとか、地区別の段階的な避難等、適切なタイミングを計画的に設定する必要がある

あるのではないかというのを書いています。

次、6ページは、情報提供のあり方ということで、立ち退き避難が必須である河川沿いには、早めに避難指示とか、単に「避難」と言うのではなく、呼びかけ内容をどう考えるかということを書いております。

7ページは、ほとんど全体追加になってございますが、左側にいきますと、水位情報の位置付けが曖昧とか、情報が適切な避難行動に結びついていないという御指摘をいただきました。そこで右側では、水位情報の重視ということを書かせてもらっていますし、下のほうでは、避難判断に結びつけるためのコミュニケーションをとっていくということを書いております。

次、8ページ目、Lアラートのこと等について、あと外国人対応について少し追記してあります。

9ページ目は、マスコミ関係の話について少し追記しております。

10ページ目、応急対策を支える仕組みということで、市町村職員が適切なタイミングで危機意識を持てるようにということを書いてあります。

11ページ目も同じような観点でございますが、河川管理をしている職員との連携の話、助言をするという話とか、一定規模以上の災害が起きたときに助け合うようなシステムみたいなことをさらに推進できないか。受援力も高めることができないかということを書いてあります。

12ページ、避難所の問題です。ここからが論点4になりますので、本日、本格的にやっていたけども、避難所のことについて少し追記しております。

13ページも避難関係、あるいは復旧の早期化の関係でございます。

14ページ、15ページは変化なく、16ページ、地域における防災力の向上ということで、防災担当職員の育成の話とか、危機時においてコミュニケーションが成立するための研修のあり方とか、自分の市町村以外の都市との連携を促進するための訓練ということを書いてあります。

17ページは、自助・共助の推進ということで、決壊時の被災イメージの共有とか自主防災組織のこと、日ごろからのコミュニケーションということを追記してございます。

資料1については、簡単ですが、以上でございます。

資料2は、参考資料でございますが、前回の議論のときに言及があったことについて、その裏づけとなるような資料を集めたものです。全て説明すると時間がございませんので、目次となっていますページ1を見ていただくと、避難行動については、小河川から大河川まで、いろいろな氾濫があるので、その氾濫状況とか、指定緊急避難場所指定状況、避難行動要支援者の名簿について、これは後で説明しますが、大規模な河川氾濫の避難。

Lアラートについて情報伝達。

3ポツの応急対策では、茨城県の対応と広報活動。「地域防災マネージャー」制度について。

4 ポツが避難所について、5 ポツがボランティアについて、6 ポツが自助・共助の自主防災組織の関係。あと、消防団、訓練。

こういうことを入れております。途中議論が及びましたら、またその際に説明したいと思えます。

この段で触れておきたいのは、8 ページと9 ページでございますが、8 ページ、以前、内閣府防災のほうで大規模水害の専門調査会をしたときに出した資料でございます。利根川、荒川が大規模氾濫になりますと、浸水面積とか区域人口が非常に大きくなります。例えば利根川の浸水面積だと、今回の常総市の10倍以上に及ぶということでございまして、東日本大震災のときの津波の浸水イメージとほぼ匹敵するぐらいの面積が浸水するという状況でございます。

こういうときでありますと、非常に混雑が想定されるということで、9 ページでございます。●●と相談させてもらいましてつくった資料でございますが、縦軸が立ち退き避難に要する時間、イメージ図です。横軸が避難に充てることのできる時間。要は、避難オペレーションの判断、避難勧告とかを出せる技術的な時間、どれぐらい前に出せるかという時間。

点々と45°線を引いておりますが、これより上になりますと、事前に出せる時間よりも、実際混雑等で逃げ切るための時間が多く必要になる。ですので、上にあります大都市圏における大規模な氾濫とか高潮ですと、広域避難のオペレーション。何らか計画的な手だてをしないと、逃げ切ることは難しいのではないかというのを模式図的にしたものでございます。

あと、御説明しておいたほうがいいかなと思えますのは、18ページ、マスコミとの連携を想定した取組ということでございますが、マスコミの方々とは、宮城と兵庫、名古屋のほうでマスコミとの勉強会等をされている事例がございました。こういうふうにしておけば、危機時でももっとスムーズにコミュニケーションがとれたのではないかと思います。

あと、34ページ、自主防災組織のところでございますが、2つの地区の自主防災会長に直接お話を伺ってまいりました。例えば右側の写真のように、行政の避難勧告等が出る前にみずから避難の呼びかけをしたり、35ページ、36ページに書いておりますけれども、自主防災会がみずから参集して安否確認をしたり、市への要望活動みたいなものは自主防災会が取りまとめをすることで、優先度を把握しやすいということをやっている事例がありまして、こういう取り組みで地区の自主防災力を高めているという事例がございましたので、御紹介させていただきます。

最後、資料3、先ほど●●から御説明ありましたが、本日は前回の議論も踏まえて、全体をしていただきつつも、論点4～6をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○ どうもありがとうございました。また細かい議論は、後ほどと思えますが、何か事実

確認のほう、ございますでしょうか。資料1及び2で。

また、特に自分の思いが反映されていないということもございましたら、御指摘いただければと思いますし、先ほど資料2の34ページの写真は若干怖いですね。適切な避難勧告の呼びかけをしている。この会長さん、リスクが高いですね。マインドとしてはよくわかりますけれどもね。余計なことを言いましたけれども、よろしいですか。

続きまして、国土交通省の●●から資料4、これは水・防災意識社会なのか、水防災意識社会なのか、よく読めないのですけれども、再構築ビジョンについてということで、御説明をお願いしたいと思います。

○ 国交省のその後の取り組みを御紹介します。

前回、災害直後に避難を促す緊急行動を報告させていただきましたが、その後、審議会で答申をいただきまして、国交省としては水防災意識社会ということ 키워ワードにして、今後の緊急対策を取りまとめて構想を推進することにさせていただいたところでございます。

まず、資料4の5ページ目をご覧ください。これが答申の内容でございます。「水防災意識社会」という言葉を使ったのは、我々河川管理者、行政、住民を含めて、水害に対する意識を変革して、みんなで対策をとっていかなければいけないということで、この言葉を意識的に使うようにしてございます。

ポイントとしては、大きくは住民目線のソフト対策への転換と危機管理型ハード対策の導入ということで、左右に書いてございます。住民目線のソフト対策につきましては、改めて意識的に住民目線とさせていただいたのですけれども、今までソフト対策、いろいろとやってきているのですけれども、なかなか実効性が上がっていない。実際の避難行動に結びついていないという反省のもとに、より実践的な実効性のあるものにしていくためには、行政目線のものではなくて、しっかりと効果を意識して住民目線のものに、コンテンツであったり、運用であったり、あるいは情報の提供の手法といったことを見直していこうということでもあります。

それから、右の危機管理型ハード対策ということにつきましては、これも河川管理者としての意識を変えて、今までは洪水を河川の中で安全に流すという対策を主にしてやってきたわけですが、それに加えて、どうしてもそういった施設の能力を超える場合が多くなってきておりますので、仮に氾濫した場合でも被害を軽減できる。越水をして、決壊までの時間を少しでも引き延ばせるような堤防の構造といったものを、対策としてしっかり導入していくべきであるということでございます。

1 ページ目をご覧ください。簡単に言いますと今の答申のとおりですけれども、ソフト、ハードを含めて、5年をめどに緊急対策を実施していこうということでございます。

ソフト対策については、先ほど申し上げましたような抜本的な見直しを進めるということと、ハード対策につきましては、まず堤防の整備等を着実に進めていくことにあわせま

して、先ほど御説明したようないわゆる粘り強い構造をしっかりとやっつけていこうということです。

ここでは、5カ年で緊急的に優先的に対策が必要な区間等について、しっかりと対策を進めるということと、各地域で河川管理者・都道府県・市町村からなる協議会をそれぞれ個別に設置しまして、減災のための目標を共有して、ハード・ソフト一体になってしっかりと対策を推進していく枠組みをつくっていく取り組みを進めたいということでございます。

あと、2ページ以降は個別の内容でございますけれども、例えばソフト対策については2ページの一番左の上、立ち退き避難が特に必要な家屋倒壊危険区域の公表を28年、来年の出水期までに70水系、29年までには109の直轄水系全てでやっつけていこうということで、時間的なものを区切って対策を進めていこうと考えております。

3ページ目は、洪水を安全に流すためのハード対策というのは、従来から進めている堤防の整備でございますけれども、これも特に優先的に整備が必要な区間が、現在まだ1,200kmほど残っていると見積もっております、これを5カ年かけて整備を進めたいということでございます。

それから、4ページでございますが、最後、危機管理型ハード対策のところですが、同様に1,800kmを5年間で対策を進めることを考えておまして、こういったものを公表して、これから進めていくということでございます。

簡単ですが、以上です。

○田中主査 どうもありがとうございました。

関根委員はこれにかかわられて、補足等はよろしいですか。

○関根副主査 特にありません。

○田中主査 ありがとうございました。

次に、田中委員（警察庁）から資料5「茨城県常総市における窃盗被害の発生状況と防犯対策の実施状況等」ということで御説明をお願いしたいと思います。

○田中委員（警察庁） それでは、警察庁から資料5につきまして御説明申し上げます。今般の常総市における窃盗被害・防犯対策の状況等についてでございます。

資料の1ページでございますが、茨城の状況について御説明する前に、防犯対策につきまして、国家公安委員会・警察庁防災業務計画にどのような記載があるか、ごらんいただきたいと思っております。

都道府県警察のとるべき措置といたしまして、犯罪被害の防止に向けたパトロールの強化等の記載があるところでございます。これを受けまして、都道府県警察におきましても

同趣旨の計画を策定しております。また、平素から、都道府県警察間におきまして、災害発生時に実施した防犯対策につきまして情報の共有を図っているところでもあります。実際に災害が発生いたしました場合には、各県の計画をベースに災害や避難の状況を踏まえまして対策を講じている次第であります。

それでは、2ページでございます。常総市の状況につきまして御説明いたします。

窃盗被害の発生件数につきまして、2ページの右側のほうをごらんいただきたいと思います。災害が発生いたしまして、避難指示が発令されました9月10日から、犯罪の発生が落ち着きまして、警察による防犯活動を縮小いたしました11月26日までの間に、常総市の浸水地域において認知した窃盗件数でございますが、合計で39件でございます。内訳といたしましては、人のいない家屋に入りまして行います空き巣とか事務所荒しといった、建物の中に侵入する侵入窃盗が23件。一方、車上ねらいとか清掃のために一時的に屋外に置かれている家電製品を窃取するといった、建物の中に侵入しない非侵入窃盗が16件発生している状況であります。

なお、浸水地域におきまして、26年中の同じ期間で発生いたしました件数は42件ございましたので、今回、窃盗被害が増加したというわけではございません。

被害額につきましては資料がございませんが、11月26日時点で現金の被害が約480万円、現金以外の被害が時価約1,130万円、合計で約1,610万円となっております。中には空き巣の被害に遭いまして、現金約200万円が窃取された事案、あるいは時価500万円相当の車が窃取された事案等が発生しております。

次に発生場所でございますが、資料2ページの左側の地図でございます。地図の上部、関東鉄道の玉村駅・石下駅周辺の赤線で囲みました地区と、地図の下のほうでございますが、北水海道駅・水海道駅周辺の緑枠の地区に集中しているところでございます。

続きまして、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。検挙されていない事件につきまして、現時点で被害の日時をピンポイントで特定することができませんので、幅を持った形になりますが、被害がいつごろ発生したかということを示したものでございます。

まず、全体的な状況につきまして御説明いたしますと、被害は浸水がおおむね解消した17日より前の1週間ほどの間に、少なくとも32件、約82%が発生しているということでございます。その後、避難指示・勧告が解除されるまでに5件、解除以降に2件発生している状況であります。

また、侵入窃盗のうち、窓ガラスを割られたり、ドアの鍵を破壊されて侵入されて被害に遭った件数は23件中18件ございまして、これはいわば職業的な窃盗犯人の犯行がうかがわれる状況でございます。

地区別に見てまいりますと、まず上の表でございますが、玉村駅・石下駅周辺の地区におきましては、10日から16日までの間に22件発生いたしております。この地区では、10日から11日の昼ごろまでの間に、少なくとも侵入窃盗11件、非侵入窃盗1件が発生しており

まして、警察官によるパトロールを強化する前の間に、写真のように浸水しているにもかかわらず、避難によりまして無人化した地区を狙って犯行が行われたと思われるところでございます。

次に、下の表でございます。北水海道駅・水海道駅周辺地区でございますが、9月10日から10月29日までの間に17件発生いたしております。非侵入窃盗の被害が10件、約59%と多くなっております。中でも清掃のために屋外に置いておいた家電製品が窃取された被害が6件発生いたしているところでございます。

続きまして、4ページでございます。警察などによる防犯対策の実施状況でございます。

茨城県警察におきましては、発災直後は人命救助のための活動を最優先に行っておりますが、災害発生に巻き込まれて窃盗等の被害が発生する可能性があることを踏まえまして、9月11日から被災地におけるパトロールを24時間体制で実施いたしております。浸水地域でのパトロールでございますので、パトカーによるパトロールだけではなくて、徒歩によるパトロール。あるいは、ヘリコプターによる被災状況の確認の際、あるいはボートを使用して救出活動を行う際に、あわせて不審者の発見に努めるよう多角的にパトロールを実施したところでございます。

また、9月14日以降、避難されている方に対しまして、犯罪発生状況あるいは防止対策につきまして、日本語、ポルトガル語、英語で作成いたしました防犯チラシの配布、更にはメールやラジオによる情報提供などを行っております。

また、9月11日から開始いたしました女性警察官等による被災者支援活動におきましても、被災者の方の意見・要望を聴取する中で窃盗の防止対策について教示するなどの対応を講じて、未然防止に努めてきたところでございます。

加えまして、左下に記載のとおり、茨城県警備業協会に加盟する警備業者、あるいは常総市に隣接する守谷市の消防団の方々が自主的に防犯パトロールをされているところでございます。

最後に5ページでございます。比較のためということで、御参考までに昨年8月に広島市で発生いたしました土砂災害の際におきます窃盗の発生状況と防犯対策の実施状況につきまして御説明申し上げます。

窃盗の発生件数につきましては、左上でございます。平成26年8月20日から、ことしの2月6日までとっておりますが、避難指示が発令されました地域におきまして13件発生いたしております。前年の同じ期間、同じ地区で比較いたしますと、こちらのほうは8件多い状況でございます。

時系列的には下の表でございます。被害は70人以上の方が亡くなられた大災害でございまして、2次災害の危険があるにもかかわらず、茨城の場合と同様に、発災直後に侵入窃盗等が発生している状況でございます。また、土砂災害ということで、非侵入窃盗7件中6件が崩壊した家屋内から貴重品等が窃取されているところでございます。

防犯対策につきましては右上でございます。基本的には茨城とほぼ同様でございます。

れども、警察官によるパトロールのほか、ボランティアによる活動なども行われているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。

○田中主査 どうもありがとうございました。

認知件数としてはふえているということはないということで、若干よい情報だと思いません。

続きまして、資料6に基づきまして、豊岡市における防災体制についてということで、豊岡市（垣江委員）からよろしく願いいたします。

○豊岡市（垣江委員） それでは、私からは、豊岡市が現在行っています水害時に避難勧告等を判断するための指標について説明させていただきます。

2ページをごらんください。

これは、国のガイドラインにも示されているところですが、豊岡市は平成17年の合併以降に河川の基準水位を避難勧告等の判断基準としており、災害対策本部等設置時には各地点の基準水位を本部内に掲示しまして、基準水位を意識しながら防災対応に当たっているところです。国のガイドラインと異なりますのが、堤防高ではなく、排水ポンプを停止する7.16mという水位を避難指示の基準としているところがございます。

次のページ、3ページをごらんください。

豊岡市は、円山川流域の最下流に位置しています。そのため、豊岡市における降雨が少なくても、上流域で大雨が降れば、時間差で円山川立野地区の水位が一気に上昇してきます。そこで、兵庫県のフェニックス防災システム並びに国土交通省の「川の防災情報」を活用しまして、市内だけでなく、上流部の主要箇所の水位と流域全ての雨量計を1時間ごとにチェックするようにしているところです。

4ページをごらんください。

また、過去の増水時の水位データを上流部・下流部で比較し、上流域の増水がどれくらいおくれて下流部に到達するのかなども調べまして、災害対応の目安としています。ここに挙げておりますグラフは、平成16年の台風23号の上流域・下流域のピーク時の水位を比較したのですが、上流の一番下の青いラインですが、上小田の観測所の水位が約3時間おくれて立野水位観測所に到達していることがわかります。これはたった一度の台風ですので、偏りがないように、いろいろな台風なり増水時に比較を行って傾向を見ているところです。

次のページをごらんください。

次のグラフですが、これは災害対策本部で災害対応に当たるときに使うものですが、緑色が昭和34年の伊勢湾台風の水位グラフ、黒色が平成16年の台風23号の水位グラフです。これらの2つの台風は、いずれも堤防の決壊をもたらすなど、豊岡市に大変大きな被害を

与えた台風でした。ピンク色のグラフですけれども、これは昨年の台風19号襲来時の水位グラフです。このように、毎回災害対応をするたびに、過去の台風と水位上昇のスピードを比較して避難勧告や職員配置のタイミングの参考としております。

6ページをごらんください。最後のページです。

これは、基準となる水位観測所より上流域の全ての雨量計のデータを1時間ごとに職員に記録させています。円山川程度の河川になりますと、雨がゲリラ豪雨的に1カ所で大量に降っても、下流域の水位には余り影響を与えないことがあります。一方、10mm程度の雨でも流域全般に万遍なく降り続けると、一気に水位が上昇してきます。

この表では、ポイントの雨量よりも、流域全体の平均値を水位予測の参考にして、今後どういう傾向にあるのかという判断材料にしています。先ほど見ていただきました水位グラフと流域の雨量データとを判断材料に、避難勧告等の発令を行っているところです。これに加えまして、国土交通省豊岡河川国道事務所からは、1時間ごとに4時間後までの水位予測について情報提供いただいております。

一番の課題は、洪水に係る避難勧告の出し方というのは、マニュアルがあるのですけれども、豊岡市の市街地につきましては、標高がほぼ同じなために避難対象者が大変多くございまして、これらの方が100%、実際に避難されると避難所がとても足りないということがございます。

もう一つは、一番危険な堤防に近接する市民がちゃんと逃げてくれるかという問題もありまして、今、考えていますのが、万遍なくするのではなく、堤防の近傍の方を中心に今後は避難していただけるような啓発等を行っていきたいと考えています。

以上でございます。

○田中主査 どうもありがとうございました。豊岡市さんも、割とフラットなので、高いところがなくて、避難場所の選定にもすごく苦労されていますね。ありがとうございます。

それでは、情報提供はあと2つになりますが、資料7「避難所の確保と質の向上に関する検討会」につきまして、これが今回の避難と、その後のフェーズが関係してまいりますので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（中村） 被災者行政担当参事官をしております中村と申します。私のほうから御説明いたします。

まず、1ページをごらんください。

この避難所の確保と質の向上に関する検討会でございますけれども、本年7月に政策統括官決定で設けて検討を進めておりまして、「主な検討項目」をごらんいただければと思います。

平成25年6月の災害対策基本法の改正で、指定避難所の指定の規定とか避難生活への配慮の規定が設けられたことを受けて、取組指針というものを設けておるのですけれども、

これが現場での取組という面では、理念的過ぎて使いにくいという御指摘があったり、あるいは福祉避難所と言って、いわゆる高齢者や障害者などの方々への配慮が適切にできるような避難所の確保が、どうも進んでいないような状況にあると言われていることなどを踏まえて、より具体的・実効的な取組が自治体などのレベルで進むようにしていきたいということで検討を開始したものでございます。

具体的な枠組みとしては2ページ目ですけれども、本体の検討会のもとに、避難所一般の質の向上ということと、今、申し上げた福祉避難所のワーキンググループを置きまして、それぞれが本体も含めて3回ずつ、現在まで開かれている状況です。

3ページをごらんください。

まず、形式として、どのようなアウトプットをイメージしているかということの説明いたしますと、イメージ図が書いてあります。今、取組指針をつくったけれども、具体性に欠けておりますということを申し上げましたけれども、それはそのまま、理念的・総括的なものとして、その範囲内で最近の状況などを受けた改訂はするのですけれども、これとは別に、もともと平成20年に厚生労働省のもとで福祉避難所のガイドラインがございましたので、これをアップデートしたり、避難所一般に関して質の向上を図るためのガイドラインをつくることとしています。

それから、トイレのモデルケースというのはちょっと奇異に感じられるかもしれませんが、こちらにつきましては、いわゆる女性が輝く社会づくりという議論が別途ありますけれども、この中でトイレのあり方というのが、1つテーマとして取り上げられておりまして、その中の避難所の部分については、こちらの内閣府防災のほうで検討をさらに深掘りするという宿題をいただいておりますので、これを検討するものです。こういった3つほど各論的な文書をつくりまして、お互いの関係も明確化して、全体としてわかりやすく、使いやすい体系を目指したいということで検討しております。

次、4ページ以降で具体的にどういう議論をしているかを表しております。最終的には年度内の取りまとめを目指しておりますので、現時点までの状況でございます。

まず、質の向上のための避難所一般のガイドラインにつきましては、指定から解消までのフェーズ・項目ごとに、作業をできるだけ細かく書き出して、「誰が何をどのようにすべきか」というのをわかりやすく、イメージ的には工程表とかタイムラインといった絵を考えていただければと思うのですけれども、そういうものをつくっていこうという方向になっております。

特に、挙げられている個別の項目といたしましては、その下に幾つかアンダーラインを引いておりますけれども、4ページの左側のところで申しますと、そもそも避難所というのが、避難されてきた方が生活している場所なので、いろいろな問題が起こるわけですので、役所の中でも複数の部にまたがる、縦割りにならないような体制、また、外部の方との連携もきちんととれるような体制をしっかりとしなければいけないのではないかということが大きな話として出ております。

また、その下ですけれども、要配慮者や外国人等、いろいろな方がいらっしゃるので、そういった方の配慮を考えることのほか、避難所の次の行き先を設定した上で、解消時期を目標として見据えて、計画的な避難所の運営をしていく。ある意味、体制をつくることと裏腹かと思えますけれども、そういったことの重要性というのも入れていってはどうかという議論がございます。

あと、右側に行きまして、個別事項はこれからの検討ということになるのですけれども、現時点で構成員の皆さん方の御関心の高いこととして、避難されてきた方々の健康の維持とか衛生面の配慮を少し重点的に議論していったほうがいいのではないかという話をいただいております。

次に、5ページをごらんください。

トイレの改善ということでございますけれども、モデルケースとっておりますのは、写真のようにいろいろな災害時に使えるトイレというのはあるのですが、こういったものをどういう場合に、どんな形で使っていったらいいのかという目安のようなものをお示しできたらということで検討を進めています。あとは、そういったものを实际的に動かしていくために、体制という話が先ほどあったのかぶっていますけれども、どこがトイレのことを指揮をとってやるのかというのを明らかにしていったらいいのではないかといった議論も出ております。

最後に、福祉避難所のワーキンググループ、6ページから7ページにかけて記載しております。

既存のガイドラインにかなり詳細なことも書いてありまして、それをアップデートしていくということはあるのですけれども、1つ、確保が進んでいないことの関係では、6ページの左下ですけれども、独立した福祉避難所まで行かない場合でも、一般の避難所で要配慮者用のスペースを設けて、きちんと対応するということも考えられることを明示するという議論が出ています。

それから、右側に「定着化するための具体策」と文字上は書いてございますけれども、例えばこの一環として、望ましいことを書き出すと切りがないのですけれども、最初からそれはなかなかできないことなので、最低限、これだけはやってほしいということをはっきりさせた、いわゆる初心者向けのものも、別冊的といいますか、そういった形で用意してあげたほうが確保は進むのではないかというお話も出ております。

7ページは、その他個別の事項で、災害が大規模・長期化する場合、都道府県の役割というものも考えられるのではないかということですか、長期化した場合の状態の悪化を防ぐということ。

それから、福祉的配慮ということでありますと、右下ですけれども、一般の避難所に加えて、さらに専門職の方との連携というのも大事になってくると思いますので、その点も記載を充実させていったらどうかという議論が出ております。

いずれにしましても、今後、年度末に向けまして、当然、先般の水害のときの教訓を踏

まえた意見もいただきながら取りまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中主査 どうもありがとうございました。

最後になります。資料8「水害保険について」、これも事務局からよろしく願いいたします。

○事務局（大塚） 事業推進担当の大塚と申します。よろしく申し上げます。

資料8をおめくりいただいて、1ページをごらんください。こちらのページに、今回の水害の被災実態と、自助の考え方のもとでの課題認識、今後の対策の方向性について、一覧的にまとめております。

まず、今回の被災地の状況でございますが、床上浸水の被災が多かった。また、家電製品などの家財が浸水して使えなくなった。あと、保険・共済、公的な支援では住宅の修繕費が賄えなかったという事例が多く見受けられるところでございます。

また、このワーキンググループでは、左下に記載のように、住宅の再建・修理の費用が高額で、十分に保険に入っているかどうかで、その後の生活再建に前向きに取り組めるかどうかというのが左右される状態になっているといった御指摘をいただいているところでございます。内閣府といたしましても、住宅の再建などの生活再建につきましては、被災者の保険・共済加入など自助を基本とさせていただいて、支援法支援金といった公助について、それを側面的に支援するものと考えているところでございます。

右上に事故例という欄がございますが、こちらはある損害保険会社のパンフレットの記載内容でございますが、このように水災補償をつけていらっしゃれば、今回の案件についても相当程度の補償対象になっていたのではないかと想定しているところでございます。

今次の災害で住宅の再建・修理の資金が捻出できない被災者がおられるということは、左下の記載になりますけれども、水害に対応した住宅・家財の保険・共済に加入されていないか、もしくは加入していても補償額が十分ではなかった被災者・世帯数が相当数あったのかなど。そういう実態について、今回の被災地だけではなくて、全国的にそうした状況にあるのかもしれないといった問題意識を持っております。

そこで、2ページをごらんください。

データの整理になりますが、住宅・家財の保険・共済の加入率につきましては、幾つかの推計値があって、60%台から80%台で推移しております。一概に申し上げにくいところでございますが、現在も私どももデータの整備に努めているところでございます。今、手元にあるデータの一部を紹介したのが2ページでございます。こちらでは、支援法の支援金を受給した世帯に対してアンケートをとっておりまして、この結果では、9割弱の世帯が住宅または家財、何らかの形で保険や共済に加入されていた。

次の3ページをごらんいただければと思いますが、損保の料率機構と共済の協会に御協

力いただきまして、住宅・建物を対象といたしました保険・共済の加入契約の水災補償の内容別の内訳をお示ししております。

いろいろな分類で整理されておりますけれども、右下が全てをまとめているものでございまして、青色の水災補償ありというものが水災補償の内容が比較的充実している契約でございまして、そのシェアが7割。水災の際に保険金を主軸に資金調達して住宅を再建・修繕していただくということを考えますと、このタイプの保険・共済に加入いただくのがよいのではないかと考えております。

こうしたタイプの保険・共済への世帯の加入率について知りたいところでございますが、残念ながら直接的なデータがございません。そこで、大胆ではあるのですが、2ページのアンケート結果から、この加入率が全て建物を目的としたもので、かつ全国における加入状況が標本集合と同じような分布であるという仮定を置きますと、この87%に3ページの右下の円グラフの70%を掛け合わせまして、大体過半の世帯が比較的しっかりした水災補償を内容とする保険・共済に加入しているのではないかと。その逆の約過半弱、4割ぐらいの世帯が無保険か、もしくはしっかりした水災補償をつけておられない世帯という相場観になるのかなど。こうした世帯が政策的なターゲットになるのではないかと。

お時間も短いので、ちょっと飛ばさせていただいて、5ページをごらんください。

5ページには、期間が短いのですが、同様に支援法支援金を受給された世帯のアンケート結果でございまして、保険金を受け取られた方はお幾ら受け取られましたか、その回答の分布でございまして、こうして見ますと、1,000万円以上受け取られた方が3割ぐらいになっております。

こうした実態からいたしまして、1ページ目に戻っていただき、今後の対策の方向性についてでございますが、右下をごらんください。

各世帯がたくさん種類のある保険・共済の中から、それぞれの世帯が負っているリスクと御自身のリスク対応能力に見合った保険・共済に加入いただきますよう、保険・共済の内容について一層わかりやすい情報提供を行いまして、あわせて水災補償のしっかりした保険・共済の有用性・有効性を国としても広く国民の方々に普及し、こうした保険・共済への加入を促進していくような活動に取り組んでいくことが必要ではないかという考え方をしております。

以上でございます。

審 議

○田中主査 ありがとうございます。以上、資料1から8まで御説明いただきました。

これ以降は全くの自由討議になっておりますので、皆様方、自由闊達に御議論いただければと思います。

最初に、資料1から8に関して御質問とかコメント等あれば、そこから入らせていただ

きたいと思います。トイレは大事だよとか、もちろんそういうことも含めて。

きのう、長周期の予測が出ていましたけれども、揺れもさることながら、単純に言うと、40階建てだと単位面積当たり2階建ての20倍の避難者が出てしまうということです。しかも高層になるほどトイレは使えなくなる可能性が極めて高いですから、エレベーターが使えないと生活できないということを考えると、本質的には長周期の問題は避難者増という非常に大きな負担を生み出しているということです。

それでは、論点4から6について、お話をいただければと思います。いきなり全部というわけにもいかないので、資料3をお手元に置いていただきながら、今、幾つか関係してきているものとして、まず論点4を資料4と2をごらんいただきながら、問題のより精緻化を図っていただければと思っています。論点4につきましては、「被災生活の環境整備と再建早期化について」ということで、先ほど内閣府のほうから御説明いただきました避難所における生活環境の確保、それから警察庁から御説明いただきました防犯対策、それから生活再建の早期化ということで、水害保険を内閣府から御紹介いただきました。

お願いします。

○大原委員 では、口火を切らせていただきたいと思います。大原と申します。

避難所生活についてですが、私、東日本大震災のときに思ったのですけれども、一番最初から100%の環境をつくるというのは非常に難しいと思っています。しかしながら、それを迅速に環境整備するとともに、環境が悪い避難所がどうしても出てきてしまうのですけれども、そのときに第三者的な目で見ると、そこが悪いですと言ってあげて、きちんと改善するというプロセスが重要だと思っています。その際に、市の職員の人ですと、ずっとそこにいるし、全部の避難所を回るわけじゃなくて、分担していると、なれてしまって、そこが悪いということがだんだんわからなくなってきて、周りから言われて、うち、だめなのですかというのに気づくようなことになってしまうのですね。

ですから、避難所については、もう少し第三者的なチェック体制とか、それはいろいろな目線があって、例えば保健の目線とか医療関係の方の目線とか衛生状態とか。あとは、普通に段ボールがどうなっている、間仕切りがどうなっているかという目線とか、いろいろなものがあるのですけれども、そういったチェック体制が必要なのではないかと思います。

○田中主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○橋本委員（茨城県） 今のお話に絡むのですけれども、常総の場合、幾つもの避難所に分かれていて、相当いろいろな不満がそれぞれの避難所から出てきたということで、県の職員をそれぞれの避難所を回らせました。ただ、それだけでも足りないのです、例えば前々

から言われています、10月何日までおにぎりしか出なかったという話もあります。私は次の日に行ったのですけれども、お昼からある程度のものになったのですが、そういう点で、全体を見渡す人がいてくれて、何日かに1回ぐらい、ぐるっと回ってくる。

例えば今回の場合ですと、常総市内でも大分差がありますけれども、つくば市に避難した人は大分いいという話とか、いろいろなことが流れてきますので、今、おっしゃられたような、現場を高い目で見られる人が必要なのではないかという感じがします。

○田中主査 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。栗田委員。

○栗田委員 栗田ですが、現場に入らせていただいた感想ですけれども、そうは言っても、それを誰が担うかという問題が非常にあって、我々のようなボランティアが入っていてもなかなか信頼されないということは、もちろんこちら側もよく知っているのですが、入り方に非常に配慮が必要ですが、今回の常総市の場合は、担当の福祉課長から、とにかく助けてほしいと。彼いわく、あれよあれよといううちに30カ所以上避難所ができて、職員も手が回らないのだ。苦肉の策で、縦割りで行政課の課ごとにどこの避難所を回すということでやられたのですけれども、余りこういう表現は適当じゃないかもしれませんが、健康・スポーツ部局は避難所で健康体操ばかりやっているとか、非常にアンバランスみたいな話が漏れ聞こえてくるわけです。

我々が実際に入った現場では、床の上で毛布1枚敷いて、腰の曲がったおばあさんが寝ているわけです。いろいろな課題があるのですけれども、その方にダンボールベッドの快適なものをやろうと思っても、そういうものはない。だけれども、違う避難所にはあるのです。言われたように、それを今回は我々が全体を調整しながら、ダンボールベッドがここにあるので、誰もやらないのでしようがないから、自分たちが車で運んでやりましたけれども、全体を見る人が圧倒的に不足している。それを誰が担うのか。

東日本大震災で震災関連死が3,000人を超えて、避難所環境の整備がこれだけ言われている中で、まだこうなのか。いつになったらできるのかということ、自分たちの力不足も含めて、このままでは関連死が出るのではないかとびくびくしながら活動したのが実際です。

○田中主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○国崎委員 国崎です。

私自身もさまざまな被災地で避難所支援をしてきた中でお伝えしたいことがありまして、ともすると被災している行政職員またはNPO、関係機関、また外部からのボランティア支援

という方々が避難所支援に行くわけですけれども、実は指定の避難所だけではなく、大規模な災害になればなるほど、あちこちに自立的に避難所というものができます。東日本大震災では、燃料がなかったがために車を走らせて、どこにどの程度避難所が、どこに誰がいるのかという情報が非常に錯綜しました。

そういった中で、実際に現場で感じましたのは、まず自立して率先して積極的に避難所運営を潤滑にやっというリーダーも必ずいまして、うまくいっている避難所はあるのですが、そういった避難所はほかの避難所がどうなっているのかということをよく把握していません。私たち外部から行くと、非常に近いところに避難所があるのですが、その情報がないために自分たちの避難所しか知らないということがあります。

つまり、外部、避難所外からの者が情報共有しようという以外に、避難所運営者同士がつながっていくような情報共有のあり方も必要で、先ほど栗田さんもおっしゃっていましたが、避難所格差をなくすためには、彼らが率先的に周りの情報を知りながら、足りているところ、足りていないところをお互いに補おうといった連携がとれるように、私たちは何ができるのかという視点での支援が必要かと思います。

○田中主査 ありがとうございます。規模によって全く違いますからね。

片田委員、どうぞ。

○片田委員 いろいろな地域の防災教育をやっていると、学校の先生方とのおつき合いが多いわけですけれども、避難所の多くは学校が充てられることが多いという中での現実を少し御紹介したいと思います。

学校という建物は公共物ですので、避難所に使われるということはいいのですけれども、その災害対応要員として、現状、学校の先生が非常に多く動員されることになります。ところが、学校の先生は災害対応要員ではございません。端的に申しますと、学校の先生には災害対応をどれだけやっても、残業手当すら出ないという状況の中で、地元の方と学校の先生の関係から言うと、学校に行けば先生がいる。先生に言えば何でもやってもらえるというプレッシャーの中で、先生みずから被災者であるにもかかわらず、無言の圧力の中でとにかく住民の方々からあれやこれや言われて、おしかりを受けながらやる瀬ない気持ちで頑張っておられるというのが現状です。

避難所運営を誰がどうやるのか。今、さんざん議論が出てきたのですけれども、現状、その多くは先生方に無償の奉仕をさせ、そして非常に苦しい立場で、文句すら言えない状況の中で頑張っておられるという現実、少し僕は改善が必要だろうと思っています。学校の先生方には、先生方は災害対応要員ではない。もちろん、学校という場所に勤務しているのだから、一番よく御存じだから、協力するだろうけれども、全部今、先生に委ねられることが多いという構造は、決して本当ではないということをよく先生方には申し上げます。

改めて地域との連携というのをしっかりやってもらって、避難所運営は地元の住民たちがやるのだ。開設訓練、運営訓練、こういったものを地元の方々にやっていただくようにということを学校の先生方には申し上げているという現実があることも、御理解いただきたいと思います。

○田中主査 ありがとうございます。

旧聞ですけれども、阪神・淡路大震災の避難所を分析したのを見ると、パターンとして行政・市町村が引っ張った。それから、学校の先生が引っ張った。地域が引っ張った。フェーズがだんだん後になるほど地域が引っ張っていくんですが、その中で行政が引っ張ると物すごい苦情の嵐になっていく。しかも、市町村の方々の数が足りないのを割っていくという非常に大きな問題。確かに片田先生がおっしゃるように、学校の先生にも苦情が行くのですが、市町村の方よりは幾分遠慮されるところがある。でも、逆に言うと、そのことが学校再開をおくらせるという、子供たちの心のケアを考えても大変大きな問題を引き起こしてしまう。

そういう意味では、地域がいいことはいいのですけれども、なかなか立ち上がりが難しいし、そこをどうつくっていくのかというのが、方向性はそれでいいと思うのですが、そのうまいやり方というのは、これは各市町村がかなり苦労されているのも事実なので、そこはひとつ我々が知恵を出したいなという気がします。

○片田委員 追加的にいいですか。決定的に不足しているのは、避難所運営は住民みずからやるのだという意識が全くないということですね。それを行政もわかっていなくて、行政がやらなきゃいけないと思っている。もちろん、行政もやらなきゃいけないという決め方もあると思うのですけれども、災害の現場で一遍に幾つも避難所ができる状態の中で、役所の対応でこと進むわけがないという現実もあるものですから、そのしわ寄せが学校の先生に行ってしまうという現実がある。

避難所運営は誰がやるべきなのかということについては明確な指針を示さないと、今のような混乱から逃れられないと思いますし、間違いなく、行政も住民も思っていることは、避難所運営は役所がやるものだ。避難民は、飯はまだか、またパンか。温かい白まんまが食べたいと、あれやこれや避難民様状態になっている。これは全くもっておかしいと思います。その現状に接すると、腹立たしさすら覚えるぐらい、見苦しい姿がそこにあると思います。避難所運営は自分たちでやるのだという意識の徹底というのを図らないと、今のままだと本当に先生方が泣き寝入りという状態にありますので、何とか改善していただきたいと思います。

○田中主査 あと、もう一つステークホルダーとして、阪神以降、非常に力を持ってきているのが栗田さんたちのような活動が支援されている。ただ、最終的には、災害救助法と

か、いろいろなお金や制度と絡んできますので、ボランティアと行政というものをどう役割分担とか受け渡しをちゃんとしていくのかということも大事になってくる。

○栗田委員 よろしいですか。今回も今、片田さんが言われたとおり、我々は東日本大震災、過去の経験がいろいろありますから、避難所が自主運営できれば一番いいというゴールは目指しながら対応するわけです。ところが、我々が入っても、それが重要だと賛同してくれる人たちがいないと成り立たないです。既に入っている避難所に関しては、この課はこの避難所を持っているという状況の中でできてしまっているのも、何の権限があって、おまえたちはそういうことを言うのかみたいな話にどうしてもなってきます。

最終的にそういう啓発みたいなことを進めつつ、それでもそういうことがきちんと伝わるような専門チームとか、そういうアドバイスができる人たちの集団が被災地にいつもいる。私どもは、それは人防だろうといことで、最後は人防の方をお願いして、避難所問題だけじゃなくて、全般的に改善を協力依頼したわけです。そういう積み重ねを今、やっている最中だと思います。

ただし、福祉避難所に関しては全く別の問題で、放置してはダメな人たちが放置されている。そこは、先ほども申し上げましたけれども、震災関連死がこれだけ出て大変なのだという状況を管理を任された行政職員が最低限認識して、これだけはやろうということ、みんなで頑張ろうというモードについていけない人たちをどうやって見ていくのか。その人たちに対して適切な処置をしていくという意味では、保健師さんとか看護師さんとか、いっぱい来ていただきましたけれども、日帰りなのです。きのうの顔色がわからない人が、きょう見たってわからないじゃないですか。

極端な例は、耳が非常に遠いおばあちゃんがいて、ボランティアが耳元で「何か困ったことはありませんか」と聞いたら「あのね」と話しました。その方のカルテを見ると、認知症と書いてありました。その判断は違いますよ。細かい話ですけども、きのうの変化ときのうがちゃんとよくわかって、その人にちゃんと接する人がいるという福祉避難所の課題というのは、また別個、本当にちゃんとやらないと死者が出ますよという話です。

○田中主査 そこはかなり分けて議論をきちんとしておいたほうがいいと思います。それはまた、避難所のほうにも委員会があり、座長が矢守先生なので、安心してお任せしつつ、うまく連携をとっていかなきゃいけないと思います。

○栗田委員 もう一点ですが、自主運営をしていく上で、お金がどれだけ出るか、誰が負担するかということ、ボランティア側もいろいろ応援する場合がありますけれども、例えば1,080円の1日の炊き出しの費用は材料費でも使えるというのがあるじゃないですか。それがわかると住民は材料を使って自分たちで炊き出しをしようということにつながってくる。その知恵をどんどん出していかなきゃいけないですが、その人もいないのです。

行政なら知っているという大間違いで、そういう災害救助法の細かい点に関してはほとんど御存じないです。ここを避難所運営者として、こんな知恵もあるのだということをしつかりと出しながら、なるべく自主運営にしていくような、そのための金銭的な、あるいは人材があるというバックアップをしていくようなアドバイスが必要だということです。

○田中主査 ありがとうございます。

今の運営のアドバイスの話もありましたし、それをオーバービューしているような立場の人が要るみたいな話も出ていました。逆に、それを誰がやるのか。目的を明らかにして住民にやっていただくにしても、そこまでどうやって支えていくのかということ、事前教育も含めて。

どうぞ。

○橋本委員（茨城県） 今回、福祉避難所は5市10施設を設営しているのですが、残念ながら常総市はその余裕がなかったということでありますが、つくば市で5つ、福祉避難所を設営していますけれども、これは全部特養を使っているのです。ですから、今、栗田さんがおっしゃったようなことを、特養に入ってもらっていると同じ人が毎日接するということになってきますし、そういう福祉施設関係をもっと有効活用できる。少人数でも構いませんから、それぞれ分担してもらえると大変ありがたいという感じはいたします。

○田中主査 そうですね。マインドも非常にありますし。ただ、長期になったときに、今度は受け皿のほうの負担が増すので、それをどううまく回していくかということですね。

そうしたら、防犯とか生活再建の早期化というあたりについてもコメントがありますでしょうか。今の避難所に関しては、またボランティアにも絡んでくると思います。

どうぞ。

○国崎委員 私は防災だけではなく、防犯も研究しております。その中で、被災地における犯罪もずっと研究してまいりました。

先ほど、警察庁から常総市における窃盗被害の報告ございましたけれども、実際に被災地では、この窃盗のみならず、性犯罪等の犯罪もいろいろ報告されております。特に性犯罪におきましては、被害者本人がなかなか警察に届けないという問題もありまして、認知件数と被害の実態は必ずしも一致しないという問題もあつたりいたします。こういった中で、避難所または自宅においてもそうですが、そういった女性が被害に遭う、子供が被害に遭うといったケースもあります。

私自身も現地に行って、そして全国で講演してきて思うのですが、災害時には犯罪は起きないと思っている国民も少なくありません。こんな大変なときにこんな悪いことをする

人がいるのかということで、犯罪に対する意識、防犯意識というものが薄いような気がいたします。知らないことで被害に遭うことがないように、改めて被災地において、こういう犯罪があるのだということは、性犯罪も含めて、女性や子供が被害に遭わないように、あらゆる犯罪に対して明確に周知し、啓発していく必要があると思います。

被災地では、防犯ブザーの配布というものもありましたように、持ち物の中でも、防犯ブザーなり、また家の侵入犯罪を防ぐために、周りに人がいなくなった場合、間違っ家に入ってくるということもありますので、そういった中での防犯体制の強化ということも、避難所に入っていない人たちにも普及・啓発していく必要があるように思います。

○田中主査 いかがですか。個人的には、プロが必ず入っていくので、そこを何とかしていただきたいというところは非常に大きいですね。

あと、避難所等でも典型的な流言が出てくる。それも日本はルーチング神話というのはないのですけれども、それでも出てくるということもあって、その辺、バランスはなかなか難しいところだと思います。

早期再建については、なかなかお金が難しいところはあるのですけれども、端的に言うと、いいうちに住んでいる条件のいい方ほど保険もちゃんとしていて、厳しい方ほど保険はかけられない。結局、それが災害復興公営住宅の投資に結びついていく。なので、まさに私有財産なのだけれども、放っておくと、それが全部別の形で国が見なきゃいけなくなってくるという構図もあることは事実で、少しそこは仕組みを考えておかないと、すごく負担が大きくなるということだと思います。

○橋本委員（茨城県） 何度も恐縮ですけれども、生活再建支援ということで言えば、普通の住宅は、被災者生活再建支援法がある。これは金額が圧倒的に少ないという問題があります。それから、水害の場合などで、1 m以上と1 m未満で半壊か大規模半壊かで差がついてしまう、いろいろ問題がありますけれども、それはそれとして考えていくにしても、農業関係は国のほうである程度の手当てがされます。ところが、商工業関係は全くない。

それで、例えば今度の常総市の例で申し上げましても、低いところは商工業者が集まっている部分だったので、そこの人たち、高齢化もかなりしています。そうなりますと、今から再投資してもということになってまいりまして、やめてしまうのです。ますますまちがさびれてしまう。あるいは、中には、どうせやめるのだったら近くの市町村へ引っ越ししてしまう人もいます。これをどうするかというのが大変大きな課題かなと思っております。

義援金も、亡くなった人とか、全壊・半壊という家屋単位で持っていて、商工業関係は配りません。我々、半壊についても25万円出して、それから義援金25万円で五十何万円か行くようにできましたけれども、それから商工会につきましても、市と合わせて50万円、実質的に見舞金みたいなものですが、何とか再建に役立つような方策をとるのだっ

たら応援しましょうという制度を始めました。

そこがものすごく抜けている感じがして、まちを維持していくという意味で何か対策をとらなければいけない。東日本大震災のときには、グループ補助金というので4分の3、国と県を出して支援策をとりました。このときには、復興財源も手当てしましたがけれども、金額がかなりかかってくる。どうするかという大きな課題なのかなと思っています。

○田中主査 グループ補助金は、仕組みを動かした初めての状況ですね。特にそれが規模によっても本当に本質的に大きな問題になってくる可能性があると思いますので、どこまでここで扱えるかは別として、一つの論点だと思います。

では、阪本先生、初めてなので。

○阪本委員 阪本です。

生活再建支援のほうですが、先ほどの避難所支援にも共通する問題ではあるのですが、地元の自治体職員にノウハウが余りない。特に大きな災害を扱うノウハウがないのが、どうしても事務手続のおくれにつながっているようなところがあります。今回でも災害廃棄物の処理とか、あるいは罹災証明の発給、いずれも手続がおくれたのですが、どうやってこれらの手続を進めていいのかが、常総市の市役所の方にはわからなかったという問題がありました。

途中で9月20日ごろに福知山市の方が支援に入ってくれて、マニュアルを提供して、ようやくその手続がわかったという話をされていたので、そういう災害時に災害対応のノウハウを持つ、ほかの自治体の職員をアドバイザー的に派遣するとか、あるいはそういう過去の災害対応のノウハウを国としてどこかに蓄積して、誰でも見られるようにするとか、そういう仕組みづくりがないと、今後も同じことの繰り返しなのではないかと思います。ですので、ぜひそういう仕組みづくりをこの会議の中で検討していただければと思います。

○田中主査 ありがとうございます。

特に、これは論点3に絡んでくるところですが、初動の部分だけではなく、避難所運営とか生活再建に向けたプロセス。これは制度が大変複雑なので、いつも内閣府さんが行かれて、いろいろと対応されていらっしゃるけれども、もうちょっと大規模な仕組みでできるようなことを考えていかないと大変だということです。ありがとうございました。

では、大原先生。

○大原委員 私も今のことに関連するのですが、資料1の11ページの右側の論点と対策の方向性の上から3ポツ目の青字で、市町村等の職員を派遣して、被災自治体を支援

するという地域防災マネージャーという言葉が、今回初めて加わって、初めて出てきたような気がするのですね。

資料2を見ますと、20ページに「地域防災マネージャー」制度についてというスライドがありました。これは、さっき余り説明されていなかったように思うのですけれども、拝見すると、内閣府「防災スペシャリスト養成研修」全コースを受講した人とか、防衛省「防災危機管理教育」を受講した人と書いてあって、こういうコースを受講すると地域防災マネージャーとして認定されて、こういう人に被災地に行ってもらって支援してもらおうという御提案なのかなと拝見いたしました。

このとき、私、ぱっと見て思ったのは、研修コース、全コースはかなり大変なのです。これは、個別対策コース6コースで2日間、合計12日間、ずっと有明の広域防災拠点に通うということですから、すごく難しいのです。

こういう全コース履修した人がハイレベルな支援者として入るというのもいいのですけれども、現場では、避難所に詳しいとか、廃棄物に詳しいとか、割と個別対応の知識がすごくある人が求められているので、こういう指揮命令者的な人を派遣するというのとは別に、例えば避難所コースを受講して、実際に経験のある人とか、そういうふうにもうちょっと中堅クラスでも認定してあげて、そういう人にスペシャリストとして被災地に行ってもらって、支援してもらおうような2段階での支援というのものもあるのかなと拝見しました。この地域防災マネージャー制度について、このスライド1枚しか拝見していないので、余りわかっていないのですけれども、ぱっと見でそのように思いました。

あとは、生活再建早期化ですけれども、さっきおっしゃったように、被害調査して罹災証明を発行するのに膨大な時間がかかるのです。1次調査を外観目視でやって、2次調査は建物の中に入ると判定が変わったりもしますし、罹災証明がもらえないと修理等への支援金が幾らもらえるか決まらないですから、住宅再建できないのです。そうすると、結局再建がおくれていくわけです。

私が最近思っているのは、そんなにまでして行政が罹災証明を一生懸命発行してあげる必要があるのだろうかということです。もちろん賛否両論あるのは承知していますけれども、例えば首都圏の大規模水害とか考えたら、一棟一棟調査して罹災証明とか出そうと思ったら半年とか1年かかってしまうのです。例えば東日本大震災のときの仙台市さんは、一部損の場合は自己申請を認めていらっやって、写真を持ってきて、自分が一部損でいいという場合は、それで認めてあげて、行政が一棟一棟行かなくても罹災証明を出しているのです。

なので、そうまでして行政がやってあげる必要があるのかなという疑問が私はちょっとありまして、もうちょっとフレキシブルに早期化を目指して、簡易的に出せる仕組みを考えてもいいのではないかという気がしております。

以上です。

○田中主査 ありがとうございます。

申しわけございません。ちょっと時間もありますので、論点5を少し議論させていただきたいと思います。これは、とりあえず栗田さんにコメントをいただかないと、ほかの方は大変コメントしにくいと思いますので。

○栗田委員 まず、被災者ニーズとボランティア支援とのミスマッチングという御指摘がありますが、ここにちょっと加えたとしたら、多様化する被災者ニーズということが必要だと思います。多様化する被災者ニーズにボランティアがどう対応するかという課題が新たにふえている。ボランティアでもできることもあるのに、それが十分な連携体制がない中で、ボランティアが活動の現場になかなか携われなかった例があったという話。

その前に、知事の前でちょっと恐縮ですけども、我々がいつも現場に入るときは、当然被災者地域にボランティアが必要だという認識を持って入っていく。さっきの地域防災マネージャーではないですが、被災者市町村がボランティアセンターを立ち上げるノウハウもなければ何もないという状況では何も始まらないので、ボランティアセンターと聞いて、すぐにイメージできる多くの仲間とともに、その現場に入っていく、その中心が社会福祉協議会であったり、阪神以降20年の歩みで、そういうことが非常に組織的に仕組み自体は仕組みとしてうまく回っている。だから、ボランティアセンターが立ち上がらない被災地はもうないと言っていいぐらい、そういう積み重ねをやっています。

そういう状況の中で、今回、常総市に関しましては、私たちが行ったところには既に茨城県のボランティアセンターができていて、それは知事の肝入りだと。知事がこの間お会いしたときに隣同士だったので、その日に行って、本当に大変だったので、即決したのだと。その御英断は間違っていないのですけれども、後からいろいろ聞くと、常総市の社会福祉協議会の担当者は、当然被災した市町村がその準備をするということが始まっていますので、茨城県のボランティアセンターと常総市のこれから立ち上げる災害ボランティアセンターをどうやってすみ分けしていくのか。

あるいは、常総市のボランティア部局にもボランティア窓口みたいなものを、筑波大学の学生たちがやっているのです。それから、地元でNPOの茨城ボランティアセンター・コムンズという、我々の非常に信頼のある大きなNPOが中間支援組織であるのです。そこは、もちろん我々NPOの窓口なので、ボランティアも入る。要するに、常総市支援という一つの枠組みの中で4つの窓口があるということです。これは4つともにやるということは難しいので、取れんしていかなければいけないということを目的に、9月15日に県と県社協と、市と市社協と、地元のNPOと外部支援者とが集まって、どうするのですか、ばらばらでやってもしょうがないし、シルバーウィークが控えていますので、相当ボランティアが来てくれるので、このときの混乱はなるべく最小限にしたほうがいいのでという話を始めたのが6者会議と言われるもののスタートです。

県のボランティアセンターの限界といいますか、そこに派遣されたのが県の職員だった

ので、ボランティアセンターをやったことがない人たちで、多分、ボランティアは泥かきに行き、そのお手伝いをすればいいみたいな話だと思うのですが、12月に入った今でも畳が入っていない人がいますので、市の社会福祉協議会を中心とする災害ボランティアセンターが、泥かきが終わった後もきちんと個別にかかわれるような体制が必要だということを考えると、県のやっつけやっつけより、市のボランティアセンターのほうに個人的なニーズは移行していったほうがいいだろうという提案をした。

一方で、県のボランティアセンターの担当者の方は、これは知事のあれなので、やめられない。わかってくれと。

○橋本委員（茨城県） そんなことは言っていないです。

○栗田委員 後から知事に御説明いただきますけれども、私は知事を責めているのでは全然なくて、そういう不なれな県の職員の方がやっているボランティアセンターでは当然できませんので、我々の市の社会福祉協議会に入っていったメンバーを、県のボランティアセンターにも派遣させて、シルバーウィーク対策でボランティアバスを50台ぐらいピストン輸送させようということをするのですけれども、そのうちの10台は県に行き、そのうちの40台は市にという役割分担、交通整理をした。

市役所にやるボランティアセンターの窓口は、市の社会福祉協議会に移行しなさいという話でいろいろ整理して対応して、県のボランティアセンターにも我々の仲間が何人か入って応援したという。最終的には、県のボランティアセンターは、小学校のグラウンドの整理だとか側溝の整理とか物資の整理とか誰でもできるようなことをしましょう。個人宅に行くのは市のボランティアセンターにしましょうというすみ分けを後からしていくわけですがけれどもね。

結局、現場でのこと細かな対応みたいなことに関して、1つはボランティアが果たす役割に対して、どのような受け入れ体制をしっかりと構築していくのか。最初から6者会議のようなものがあればうまくいったはずなのですがけれども、それぞれがそれぞればらばらにやっていますので、それは余りうまくいかない。そこをどうやって収れんさせていくかという課題が今回はあったということが1つ。

それから、6者会議をやっていくような中で、ボランティアはどのぐらい寄与すればいいという話だけではなくて、先ほどの避難所の問題とか災害廃棄物の問題とか、在宅避難者の問題は非常に大きな課題としてあって、要は避難所のほうがお握りだけれども、弁当が出るわけです。でも、在宅避難者の方々は1階部分が全部浸水被害に遭って、2階で細々暮らしているという中で、在宅の方々をどうやって支援するのか。どんどん被災者ニーズが多様化していくわけです。

そこにボランティアが対応するということですが、我々が勝手にやるというよりは、6者会議のようなものがあって、行政の考え方もいろいろお聞きしながら、その連携の中で

対応したほうが良いということなので、その6者会議は今でも毎週月曜日にやって、12月28日にあるかどうか分かりませんが、今週はやります。1月に入ってもやりましょうという話が続いていて、それが我々の今までの認識を超えていくような、いろいろな対応が迫られていますので、我々はもっと勉強しないといけませんけれどもね。

最低限、被災者支援にかかわるような、例えば災害対策本部が中心だとすると、個人情報があるので、我々にはそこには入れない。第三者は無理だと思うのです。だから、災対本部の決定事項のいろいろな命を受けた特別チームみたいなものが、我々との窓口を担っていただく。多分6者会議がその役割を担っていただいていると思うのですけれども、そういう仕組みが今後どうしても必要なのではないかと思うわけです。

○橋本委員（茨城県） 今、栗田さんからいろいろお話ありましたが、県の地域防災計画でも、当然のことながら市社協がボランティアセンターを立ち上げるとなっています。我々も市社協のほうで早くやってほしいということを要請したら、16日にならないと立ち上がらないという返事が来ました。結果的には14日に立ち上げたのですけれども、それを聞いて、とりあえず11日に準備して、12、13が土曜・日曜だったので、間違いなく相当な数のボランティアの方が来てくれるだろう。そういった人たちが来たまま、何も対応できないのでは困るだろうということもあって、県としても立ち上げた。

その後は、さっき栗田さんが言われたように、我々のほうが下手過ぎるから、これはプロの手をかりろということは絶えず言ってきましたし、途中で一緒になったらどうかという話もしました。我々として最初の段階でどう対応するか。これからも多分、社協レベルだと、すぐ土日に入ったら対応できないと思うのです。そういうときの方策も何か考えておく必要があるのかなという感じはしております。

あと、その連携をしっかりとしなければいけないということはもちろんで、我々のほうでは、さっきお話がありましたようにノウハウを余り知らないから、プロに頼めということ絶えず職員には言っていたところです。

以上です。

○田中主査 ありがとうございます。

6者協が、今回出ている一つの形なのかもしれません。今回は中間支援組織が割とはっきりしていたので、よかったかもしれないですが、災害によっては、そこでボタンのかけ違いが発生したりすることも栗田さん、ありますね。

○栗田委員 ですから、6者会議ができたほうが偶然であって、その呼びかけに対して、よく来ていただいたなと思うのです。どこのどいつかわからない人たちに。社協関係なら、我々、今まで20年、ずっとやってきましたからいいのですが、行政とのパイプをどう持つかというのは非常に大きな課題としてある。そこが今回、たまたまうまくいったというこ

とはあるのですけれども、それを常態化させないと、また同じ繰り返しになるのではないかと。

○田中主査 だから、仕組みをつくったほうがいい。

○栗田委員 仕組みをつくったほうがいいと思います。

○田中主査 それを地域防にもちゃんと書き込めるようなもの。そこには市と県の関係とか、避難所のほうの委員会との関係とか、あるいは災害救助法の関係でいろいろあると思うので、そこは知恵を絞らないといけないかもしれません。

○栗田委員 地元のボランティアさんを受け入れる窓口を一元化させるといった意味ではなくて、餅は餅屋なので、ボランティアセンターもいいのですけれども、それが十分に調整されたものかどうか。市町村が理解して歓迎されるものなのかどうかということが非常に大きなポイントだと思うのです。今回、その辺が思いだけが先行したとするならば、それは土日だったということに関して言えば、もう少し方法はあったのではないかと思います。ただ、その現場に我々はいないので、御判断が進んでしまうということはありませんね。

○田中主査 わかりました。これは奥が深そうなので、また議論を深めていきたいと思えます。

あと30分でございますので、6も含めて、トータルに全体の御意見をいただきたいと思えます。既に論点4と3が絡んだり、論点5と論点3が非常に不可分に絡んでいたりしておりますし、その辺も含めてですね。

どうぞ。

○関根副主査 関根でございます。これまでの話とちょっと違うことを申し上げたいと思えます。

論点6の水害保険の関係のことで、先ほど御説明いただいて、そうだなと思いつつながら。私、数年前になりますが、保険料率算定機構の関係で、それは内水のことでございましたけれども、どういうふうにか考えるかということでお手伝いさせていただいたことがあります。大規模氾濫で河川から都市に水が出てくるときには、かなり広い範囲が同じように一様に水に浸かることになるわけですが、局所的な集中豪雨のような場合ですと、何々区何丁目という同じ一つの区域の中でも、被害が出るところと出ないところが微妙に変わってまいります。これは、標高の違いの問題と下水道の整備の状況の違いによるものです。

そこで、わかりやすい情報を提供して、補償対象とか補償額をどういうふうを設定して

いくのかというときに、現在、公表されている内水のハザードマップぐらいのもので言いますと、かなり大づかみで、このエリアではこのくらいの浸水になるという情報になる。そうすると、そのエリアに関して言うと、この数値からすると保険料は幾らぐらいになりますねという話になるのですが、私が実際に研究しているような、もうちょっと精密な計算をしてくると、その一つのエリアの中でめりはりがついてしまって、ここは確実に水に浸からないのではないかと出てきたりする。

保険料を大づかみにして、何々区何丁目みたいに一律に設定された保険料というのは、より詳細な浸水ハザードの情報が出てくると、住民はきっと納得しなくなってくるだろうなと思うのです。説明が上手でなくていけないのですが、そういうところも含めてわかりやすい情報をつくって広めていかないと、後になってこんな情報がより正確な情報としてあるのに、こういうふうには保険に入らされたということになってきかねないというのがあるので、余り詳しいことは言ったらいけないのかなと、私は研究者として思ったりするのですが、わかっているものは全部お伝えしたいと思っているところがあって、非常に難しいところです。

それから、床上浸水、床下浸水で保険料の払われる額が違う。床下は余り重みを持って考えないという話をするのですが、畳の裏側が水に浸かってしまえば、それは床上と同じ被害の状態とも言えるので、その辺の細かいところを同時に考えていながら加入者をふやして行って、自助を促していくということをやらないと、どこかで問題が出てくるというのを最近感じております。

以上です。説明がうまくなくて申しわけありません。

○田中主査 ありがとうございます。

何かコメントはございますか。大塚さん。

○事務局（大塚） 水災補償の保険料率については、先生御存じのように、都道府県単位で料率を決めています。一方で先生がおっしゃるように、本当は水災・水害被害の程度というのは、もっと小さい単位で、すぐお隣でも高台と谷では全く違います。料率の区分については、保険会社の団体にお伺いしたのですが、保険制度の使命として、余りにリスクを小分けにして料率を決めてしまいますと、保険制度として成り立ちがたくなる場所もあって、県単位が適当だと今は考えているとお話されていらっしゃいました。

技術革新が進み、ハザードマップで細かい単位でリスクの程度が表現できるようになってくるというお話と、自分のリスクに応じて、また懐事情に応じた適当な保険に入っていたきたいという思いと、どのようなところでバランスをとるかについては、これから情報提供の内容をつくり込むに当たって、よく勉強させていただきたいと思っております。御協力、よろしく願いいたします。

○関根副主査 ありがとうございます。

○田中主査 ほかはいかがでございませうでしょうか。

論点6が、首長、防災担当職員、地域住民の研修・訓練等、業務継続性の確保、自助・共助の取組の推進と、そして今の水害保険・共済ということになっております。

どうぞ。

○阪本委員 人材育成ともかかわってくるのですが、最近、市町村あるいは県の災害対応を見ていて思うのは、防災の専門職だけではなくて、全般的な職員の人材育成が必要だと思っております。県の職員も市町村の職員も、実は2つのミッションをちゃんと持っていて、平時の業務と災害時、全庁体制になったときに災害対応に従事する業務と、2つの顔を持っている。にもかかわらず、災害対応に関する部分というのはとても弱いという現状があります。なので、全庁体制で災害対応と言っておきながら、防災関係の部局しか仕事をしていないので、それが全体的な災害対応のまずきにつながっていくところがあります。

ですので、2つのミッションを持っているのだというのを最初からきっちり明示しておく。災害時にはどういう対応をするのかというのは、職員の人材育成、研修、新任職員研修とか管理職研修などに入れていくというのが大切だと思います。

もう一つ、防災対策職員ですが、専門職として防災担当職員を置いてほしいです。そうしていただくと、人事異動で人が育たなくなるという問題が避けられると思いますので、専門職として指定して育てていく。そういうことをすると、大学側から見ても、そういう防災関係を教育したら、そういう人たちが行く先ができていいなと思います。

○田中主査 わかりました。

全庁体制での防災教育は、豊岡市さんはかなりやっつけていらっしゃると思いますけれども、難しさもあると思うのですが、どんな感じですか。

○垣江委員（豊岡市） 今おっしゃったことは、どこの自治体でも非常に問題でありまして、防災担当部署というのがほとんどの市町にできているのですけれども、他市町の同僚に聞きますと、そういう部署ができたところほど、防災は防災課あるいは危機管理課がやるものだという意識がほかの職員に出てきてしまうということがございます。豊岡でもそういう傾向というのが出てきてまして、一生懸命防災をやるところができれば、頑張れば頑張るほど、ほかは任せるという感じになってしましまして、地域防災計画などをつくりましても、いいものをつくっても、他の部署ではきちんと読んでいないということがございます。

豊岡市でやった取り組みが、水害時・地震時の初動について、起こってすぐに何をするのか。3日以内に何をするのか。1週間以内に何をするのか。一月以内に何をするのかと

いう時間を区切って、各部署に考えさせて提出させるということで、それぞれの部署で改めて地域防災計画を読み直したり、議論が進んだということがございます。

それと、年に一度、出水期前には全職員参加の大雨洪水防災訓練というのをやっておりまして、全部を連動させたらいいのですけれども、なかなかそれが難しいので、部署ごとに今年度はどういうことに注意するのか、そういう会議を持たせております。あと、月に一度、職員参集のメールで防災情報を流したり、ことしから始めていますのは、私どもが「防災監だより」というものを職員共通メールで、水害の話であったり、地震の話であったり、今まで防災だけが持っていた情報をできるだけ広く職員に流していこうということで、最初はほとんどの職員は反応がなかったのですけれども、20回ぐらい超えると、職員のほうからあの話題がよかったという反応があるようになりました。

そういう意味で、防災部門だけが持っている情報というのを、できるだけ全職員に流すような努力をしていきたいと考えているところです。

○田中主査 ありがとうございます。それを支えるだけの市長さんの度量もあると思います。

○片田委員 関連していいですか。今、阪本さんがおっしゃったこと、100%同意です。災害モードの仕事と平常モードの仕事があって、平時の部局割というのは平時の仕事モードでなされているだけだと。例えば東京都の帰宅困難者問題、防災が一生懸命やっているのですけれども、あれは防災部局がやる問題ではなくて、都市交通部局が災害時対応としてやるべき問題で、それを防災の問題と位置づけ、防災課は災害時のあらゆる仕事に首を突っ込まなきゃいけないということになってくる。

そのときに、豊岡市さんの今のお話もそうですけれども、防災部局がしっかりすればするほど、周りが依存していくようになるのは、恐らく他部局と並列に置くからだろうと思うのです。全ての市役所業務というものは、平常モードの業務と災害モードの仕事があるというのなら、災害モードの指揮命令というのか、全体を統括するという面においては、他の現業部局と並列に置いたものでは言うことを聞かないだろうという気もするのですね。

そう考えると、まずは全職員に、みずからの平常モードの仕事はよく理解されていることはわかるのだけれども、その部局における災害モードの仕事は何ですかということを明確に自覚していただくこと。その災害時の取りまとめ部局としての防災であるわけだから、他の現業課と並列に置くのではなくて、首長のすぐ横にある部局として全現業部局を指揮できるような部局として位置づけていくことが、僕は必要なのではないかと思います。

○田中主査 ありがとうございます。

市町村に伺うと、地域の防災教育に土日、全部出ている、あれはなかなかやり手がいないだろうぐらいの仕事量を抱えていらっしゃる。そういう面での、今の市町村行政の中

での全体のバランスをどうしていくのかということも、我々、考えていく必要があるかもしれないですね。避難所を全部市町村の方がやっていくというのは人員的には無理があるでしょうし、その辺、どうしたらいいのかという仕組みをぜひ皆さんのお知恵をかりながら考えていければと思います。ありがとうございました。

まだ10分ほどございますので、1、2、3も含めて。どうぞ。

○橋本委員（茨城県） 私、次回から出られそうもないので、きょうは時間をとって申しわけないですけども、少しお話ししたいと思います。

まず1つは、避難に限らず、災害の後、信号機が一般の電気が復電しないと使えないのです。だから、信号機だけでも早く使えるようなシステムをつくれなにかということと。

もう一つは、避難指示とかいろいろ出たときに、片方で道路の通行止めが結構起きてくるわけです。ですから、そういうことの調整をきちんとやってから出さないと、特に隣の市の避難所へ逃げてもらおうというときには、いろいろ難しい問題も出てきますので、そういうことについての調整をある程度はやっているのですけれども、きちんとやっていかないと大変かなと思っています。

もう一つ、さっきの都市交通の問題という話もありましたけれども、災害になるとごみがものすごく出る。その辺のあいているところにどんどん捨てられてしまいますから、ごみの仮置き場をどこかにちゃんと確保しておかないと、いざとなって探すのが本当に大変なのです。ほかの市町村に頼まざるを得ないのですけれども、そうすると、ほかの市町村の住民から何だという声も出てきます。今回はたまたま県が持っている土地が大分使えたので助かったのですけれども、そういうことなどもあります。

そういったことをいろいろと御検討いただければと思いますし、もう一つは、支援物資のミスマッチです。先ほどボランティアの話も出ておりましたけれども、支援物資の分けにもものすごく時間がとられる。しかも、使えないものがたくさん入っている。今回も物すごい量、配りようがないもの、配っても希望者がいないものがたくさん来ているのです。そういうものをどうするかということも呼びかけの段階か何かで考えていかなければいけないのかなと思っています。

以上です。

○田中主査 わかりました。

今の話は割と大きな問題で、物で送るな、金で送れ。物で送るのは企業だけだというのがあちこちから出てきているのですが、どちらでやるのですかね。ちょっとその辺、調整させていただきますけれども、とにかくこれも市町村の方々の負担を増している。ボランティアの負担も増しているのも事実なので、どこまでここで議論するかはわかりませんが、その辺は事務局でも御検討いただいて。大きな論点だと思っています。ありがとうございました。

どうぞ。

○垣江委員（豊岡市） 災害廃棄物の話が出たのですが、災害廃棄物をどうしたらいいかというノウハウの問題もあるのですけれども、一番大きな問題は、災害廃棄物の仮置き場のスペースです。今の時代、災害廃棄物と言いながら、分別しないとどこの施設も受け入れることができませんので、分別が必要です。分別しようと思うと、予想以上に広いスペースが必要なのですが、どこの自治体でもそんな空き地を持っているところはなかなかないので、広い土地さえあれば、とりあえずそこに分別しながら持ち込むことが可能になりますので、それが非常に大きな問題ではないかと思います。

○田中主査 ありがとうございます。幾つかポイントだけでも伝えていかれるといいかもしれません。東松島市の割とうまく進められた例とか。ありがとうございます。

そうすると、あと残された時間がありますけれども、論点1から6まで、あるいは全体を連ねて何かコメントがあればということで、もしあれば、辻村委員あるいは宇賀委員、何かトータルで御発言があれば。

○辻村委員 辻村でございます。

きょうのお話で何度も自治体の職員のお話がありました。私も東日本大震災のときに被災地で取材をしております、自治体の方々の悲鳴のようなことがありました。それで、当時はまだ自治体が自治体職員を探すという状況でしたが、それが法律改正されて県や国の関与ということで、制度上は整ったような気がするのですけれども、実際にある地域に天災が起こったときに、県がどこの市町村の方の誰を派遣するのかということの枠組みがまだできていないと思っています。

つまり、東日本大震災あるいはここ数年の水害、豊岡市さんも含めて、多くの自治体で優秀な防災対応を経験から学んだ職員の方がいらっしゃいます。こういう人が現地に入るだけで、10人力、20人力の働きをしようとしても、今の体制ではとりあえず頭数をそろえて出すということしかできないと思います。ぜひ自治体の防災応援歴とか、先ほどの研修歴、こういうものを各都道府県の防災担当部局がデータベースとして持って、いざというときにはその中から優先度をつけて、こういう分野が欲しいという要望にマッチした人材を派遣するという制度を国のほうで考えていただきたい。

もう一つあるのは、この制度の新しいルールの中での主管課がいるのでしょうかけれども、国の組織の中に、こうしたことを本当に専門的な知識を持ってやれる省庁が私はないと思っています。総務省消防庁も、あるいは総務省の自治体の部局も、あるいは内閣府防災も、主体となってそれをやってくれる方がいらっしゃらないということで、どうぞその3部局で話し合っ、そういうデータベースをつくるという指導を都道府県にするという枠組みをつくってほしいと思っていますし、できればこの勉強会の中でそういう方向性が見出せ

ればと思っています。

○田中主査 おっしゃっていることの1つは、論点3でかなり議論になっていることですので、そこは1つクリアしたいです。実は、ボランティアのほうでもサンダーバード作戦みたいなものがあるって、立ち上げをどうしていくのかというところで、そこはなかなか難しいところもあるということも含めて、そういう初動をトータルに支える仕組みみたいなものをつくれるといいなと思いますので、またいろいろとお知恵を拝借できればと思います。

宇賀先生。

○宇賀委員 宇賀でございます。

今回の水害もそうですし、水害にかかわらず、自然災害全般について考えていることですから、とにかく危険な情報ができる限り詳細に住民に伝わるのが一番だと思うのです。最近、ハザードマップなど非常に進んできて、理解も進んでいると思うのですが、いまだにそういう危険情報が出ると地価が下がるから、例えば土砂災害防止法ですと、危険区域に指定することに抵抗するということがあります。

これは、考えてみると本当におかしなことで、危険なところであれば、それが地価に反映するというのは当然のことです。本来であれば、それがわかった上で不動産の取引もされるべきであって、それがわからないまま取引しているのは、隠れた瑕疵に気がつかずに買ってしまうということだと思うのです。

先ほど関根委員のほうから、非常に技術が進んできて、同じ地域であっても危険度がかなり違うことがわかるようになった。私は、それであれば、そういう情報も正確に伝えるべきだと思います。ですから、それによって、例えば水害保険の加入者が減ってしまうということで、それを左右するということではなくて、危険度が高ければ、そういう人は入るし、危険でないことがわからない。それで水害保険が成立するかどうかは、その次の2次的な問題だと思いますので、私はとにかく正確な危険度の情報というものをできる限り詳細に伝えることが一番の基本だと思います。

○田中主査 ありがとうございます。

では、国崎委員、大原委員で、あとどうしてもという方がいたら、1人ぐらいですけれども、そんな感じで終わらせていただきたいと思います。

どうぞ。

○国崎委員 我が国で大規模な災害が起きても、それを我が事として捉えない首長がいらっしゃるというのは事実だと思います。特に、過去にその地域で大規模な災害が起きなければ、災害に対する体制、そもそも首長の意識も低いということから、論点6ですが、対

策の方向性にもございますように、私は市町村長のトップセミナー、内閣府、消防庁が行っておりますが、その参加義務づけ。しかも期間を区切って、就任してから、理想的には半年以内に、または1年以内には必ず参加すること。また、研修に参加していない期間は、前の首長がしっかりと対応できるような体制を築いていくべきだと思います。

また、防災担当職員に関しましては、内閣府の防災スペシャリスト養成講座を受けた者、またはそれに該当する講座を受けた者を2名ないし3名置くことみたいな危機管理体制を築いていくことも大事なことかと思えます。

また、実は地域の防災力を上げるということでは、平成25年に皆様も御存じのとおり、消防団を地域の中核として対策を進めていくということが法的に整備されましたが、2年たちました。ところが、私自身も消防団ですけれども、全くそれが浸透しておりません。そういった中で、改めてこういった法律ができて、それがなかなか活用されていないとか、動いていないという実態がありますので、こういった消防団の充実・強化に向けた政府としての後押しというものも必要かと思えます。

また、先ほど田中先生がおっしゃったことが非常に印象的だったのですが、保険・共済というのは、裕福なというか、余裕のある方はしっかりと自宅の財産を守ることを考えていますが、生活に余裕のない方はなかなか保険・共済に関心がないというか、そこにまで目が行かないということがありました。保険や共済には、実は割引制度というものがあります。そこが住宅の構造であったり、いろいろな特定があるのですが、そこに例えば低所得者であったり、小さいお子さんがいらっしゃるとか、そういったところも含めて割引制度があれば救われるというか、加入もまた促進するのcaと思えます。

いずれにしても、先ほどの取り組みの中で、国が保険・共済の加入を後押しするという言葉がありましたので、ぜひそこをあらゆる手段で加入促進に向けた取り組みを国が後押ししていただきたいと思えます。

以上です。

○田中主査 大原委員。

○大原委員 今回から日本医師会の石井様が入られてこられるということで、本日、残念ながら欠席なのですけれども、今まで我々が立てた論点に医療的なことが余り入ってなくて、私も理解が不十分ですけれども、参加されるのだったら、論点に医療的なことをもうちょっと加えていただいて、私も常総市の現地を見ましたけれども、近所の医師会病院とか水海道さくら病院のあたりが2mぐらい浸水して、患者さんの搬送とかをやっているのです、もうちょっとその辺の事実について我々も勉強するとか、次回とか次々回あたりでそういうことができたらいいのではと思っています。

もう既に事務局で、そのようにお考えなのかなと思うのですけれども、御説明がなかったのを確認させていただけたらと思っています。

○事務局（多田） 今の大原委員に対して、御回答いたします。

石井先生と調整していきまして、来年、年明けの1月9日ですが、茨城県医師会様と付近の医師会病院、それと日赤の茨城県支部、この3者のところにヒアリングに行く予定にしております。石井先生と事務局のほうで行くことを予定しております。もしも御参加の御希望がございましたら、事務局にまたおっしゃっていただければ、一緒に行っていただくことは可能だと思います。

今、茨城県医師会様に頼んでいて、1月19日に予定している次の第3回には簡単にプレゼンテーションをしていただきまして、1月9日の聞きに行ったものを踏まえて論点を充実させていこうと思っているところです。

○大原委員 御説明ありがとうございました。

○田中主査 また、そこは論点として厚みを増してくると思いますので、議論させていただければと思います。

きょう、大変いろいろな論点をいただいて、またどういうふうにここで扱うのかということもなかなか難しいものがあると思いますけれども、できるだけ受け取って、いい方向に向くような形で整理をお願いできればと思います。

それでは、どうもありがとうございました。議事を終わらせていただきます。

事務局のほうにマイクをお返しさせていただきます。

閉 会

○事務局（名波） 田中主査、委員の皆様、ありがとうございました。

事務的なお話ですが、資料につきましては、封筒にお名前を御記入いただきましたら、お送りさせていただきますので、よろしくお願ひします。

次回会合につきましては、先ほどご紹介ありましたが、来年1月19日火曜日の15時からの予定ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

（ 以 上 ）